

単位：千円

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
デザイン担当の研究					
福祉用陶磁器の研究	2,096				
加飾技法の研究	3,606	3,688			
洋風食器の開発	896	1,113	2,007		
新分野新製品の開発	1,114	1,552	1,298		
CAD/CAM システムを利用した陶磁器製品の開発		1,623	5,344		
現在の食生活環境に対応した製品開発			1,257		
新分野新製品開発				1,875	1,449
伝産地・有田からのライフスタイルに即した生活提案型食器の開発				2,823	2,591
デザイン担当合計	7,712	7,976	9,906	4,698	4,040

単位：千円

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
ファインセラミックス部の研究					
転写印刷法による集積型センサの製造技術に関する研究	22,444	21,875	1,114		
連続式マイクロ波水熱装置を用いた水酸アパタイトの合成と特性評価					3,990
ファインセラミックス部及びデザイン担当の研究					
コロイド技術による新規発色材の開発				834	1,364
デザイン担当の研究					
陶磁器用型製作プロセスの自動化	20,083				
デザイン及び技術開発担当の研究					
CAD/CAM 技術を利用した型製作の自動化				9,933	10,744
国庫補助による研究合計	42,527	21,875	1,114	10,767	16,098

7. 特許の状況

(1) 特許登録状況は次のとおりである (平成17年3月31日現在)

名 称	取得年月日	特許番号	備考
陶磁器用上絵具及びその製造方法 (米国)	1993.11.16	5262363	
陶磁器用上絵具及びその製造方法 (EP)	1994. 3.16	404501	
陶磁器用上絵具及びその製造方法 (国内)	1994. 5.12	1842054	
表面改質アルミセラミックスの製造方法 (国内)	1998. 2.20	2748961	
アタセ分散液およびその製造方法(国内)	1999. 1.14	2875993	
ガスセンサー素子の製造方法(国内)	1999. 5.14	2927766	
セラミックス製印鑑及びその製造方法(国内)	1999. 4.30	2922703	
タタ膜形成用液体及びタタ膜及びその製造方法 (国内)	1999. 6.11	2938376	
撥水性セラミックス(国内)	1999. 7. 9	2951611	
タン酸化物形成用溶液およびその製造方法(国内)	2000.10.20	3122658	
セラミックス製印鑑及びその製造方法(国内)	2000.10. 8	2989299	
酸化タン粘土複合体の製造方法 (国内)	2002. 6.21	3321440	
タン酸化物形成用溶液および結晶性タン酸化物粒子分散液体の製造方法(台湾)	2002. 2.14	142396	
光触媒体及びその製造方法 (米国)	2002. 8. 6	6429169	
タン酸化物形成用溶液および結晶性タン酸化物粒子分散液体の製造方法(韓国)	2003. 8. 1	394695	
タン酸化物形成用溶液および結晶性タン酸化物粒子分散液体の製造方法(米国)	2003. 8. 5	US 6602918 B1	
結晶性タン酸化物粒子分散液体の製造方法(国内)	2003.11. 7	3490012	
タン酸化物形成用溶液の製造方法(国内)	2003.11. 7	3490013	
表面改質した陶磁器の製造方法 (国内)	2004.10. 8	3604083	
表面改質した陶磁器 (国内)	2004.10.29	3611138	
タン酸化物形成用溶液および結晶性タン酸化物粒子分散液体の製造方法(カナダ)	2004. 9.21	2299187	

(2) 特許出願状況は次のとおりである。

区 分	名 称	出願日	備 考
国 内	陶磁器	H07.05.17	H17.06.24 特許登録
	多孔質セラミックスの複合体	H10.10.09	共同出願
	セラミックス成形に用いられるスラリー用解膠剤	H10.09.21	
	低温焼成用無鉛釉	H11.03.16	
	セラミックス表面保護膜用組成物	H13.03.29	H17.07.01 特許登録
	軽量強化磁器及びその製造方法	H13.03.01	共同出願
	焼結体及びその製造方法	H13.03.28	
	陶器用陶土、磁器及びその製造方法	H13.10.26	
	水酸アパタイトの製造方法	H15.03.24	
	多孔体へのチタン酸化物固定化法及び当該固定化法で作成した複合多孔体	H15.09.16	共同出願
	温度センサ素子及びその製造法	H15.08.06	共同出願
	撥水撥油性セラミックス	H15.10.27	
	強化磁器及びその製造方法	H16.06.21	
	セラミックス表面保護膜用組成物	H16.11.17	
	マイクロ波吸収用陶磁器及びその製造方法	H17.03.11	
国 外	光触媒体及びその製造方法	H09.13.12	共同出願 ヨーロッパ
	光触媒体及びその製造方法	H09.13.12	共同出願 カタ
	光触媒体及びその製造方法	H09.13.12	共同出願 韓国
	チタン酸化物形成用溶液及び結晶性チタン酸化物粒子分散液体の製造方法	H12.02.25	ヨーロッパ

3160012	7.11.2002	(内閣) 株式会社東芝の発明に係る特許
3801083	2004.10.8	(内閣) 株式会社東芝の発明に係る特許
3811128	02.01.2002	(内閣) 株式会社東芝の発明に係る特許
3822187	2004.9.21	特許出願に係る発明に係る特許

8. 平成16年度の主要機器購入及び随意契約による保守契約

平成16年度の主要機器購入状況は次のとおりである。金額は消費税込み額で表示している。金額の単位は、千円。

品名	製造元	購入先名	金額	購入年月	契約内容
ガスクロマトグラフ質量分析装置	島津製作所	安武科学機器(株)佐賀営業所	18,900	H16.12	一般競争入札
電界放出形走査顕微鏡	日本電子	(有)ユーエスアイ佐賀	45,675	H17.02	一般競争入札
マイクロ波連続式化学反応装置	東京電子	東京電子(株)	3,440	H16.09	随意契約 取扱店一店
熱画像計測装置	チノー	(有)ユーエスアイ佐賀	4,387	H17.01	随意契約 見積合せ
電気炉	高砂工業	高砂工業(株)	3,150	H17.01	随意契約 見積合せ

佐賀県財務規則第101条は、随意契約できる上限金額を制限している。

その内容は、

工事又は製造の請負	250万円、
財産の買入れ	160万円、
物件の借入れ	80万円、
財産の売払い	50万円、
上記以外	100万円

また、佐賀県財務規則第100条は、1件の予定価格が100万円を超えるものは、支出負担行為をする前に知事の承認を受けなければならないと規定している。一般競争入札または指名競争入札の要件に該当しない随意契約は、契約方法及びその理由が事前承認を受けることによって、適法かつ適正性を担保するようになっている。

センターで使用されている主要機器の多くが特殊仕様であるため、これらの保守契約の多くが随意契約となっている。

平成16年度に契約金額が100万円を超え、随意契約で委託契約が結ばれたものは4件あり次のとおりである。

契約金額100万円超で、随意契約で委託契約を結んだもの。
金額は、単位千円で千円未満は切捨てて記載している。

契約業務	契約先	金額	契約理由
蛍光X線分析装置 保守	(株)リガク九州営業所	1,102	取扱店一店
空調設備保守点検 業務	栄城設備工業(株)	4,309	購入店
電子顕微鏡保守業 務	日本電子データム(株)福岡 センター	1,995	取扱店一店
高性能X線光電子 分析装置保守	安武科学機器(株)佐賀営業 所	1,359	取扱店一店

第3. 監査結果

1. 物品の棚卸について

財務規則第164条に「毎年3月31日現在において備品出納・管理簿と現品を照合し、5月末日までに、備品現在高報告書を提出しなければならない。」となっているが、毎年度末において保有する全部の現品との照合はなされていない。取得価額2万円以上の備品は、1,623件あり、3月末日で現品棚卸による全品の照合を行うことは不可能とのことで、継続的な帳簿記録に基づく備品現在高報告書を作成していた。

この様な事実はセンターに限らず何処にも当てはまることで、今年度監査を実施した佐賀県立博物館・美術館、佐賀県立九州陶磁文化館、佐賀県立有田窯業大学でも同様であった。佐賀県庁全体のかんりの部署で同様に処理されているものと推測される。

全庁的な問題であるため、3月末日での現品照合が不可能であればこれに代わる方法又は基準日変更を県としても早急に講じるべきである。

監査の過程で、重要備品(高額備品)で持ち出し可能と思われるもの、および長期にわたって保有されている備品を「備品出納・管理簿」から抽出し、平成16年度の「備品現在高報告書」と現品との照合を行った。

その結果、例えば平成5年2月に購入したX線回折装置3,300万円は、現品自体は存在したが現在使用されていなかった。不用品については、財務規則の手続きにしたがって売却等の処分をすべきである。外部監査実査後、平成17年11月1日に棄却処分の決定をし、平成17年11月9日に出納長へ報告がなされていた。

過去に処分されたものについてその理由を調べたが、「修理不能等、老朽化による」ものが多かった。センターの高額備品の多くが特殊仕様であり、まったく使用不能とは思えない物品でも他所(例えば窯業大学校等)での使用が難しいと考えられるが、他所への移管の可能性が検討なされたのか書類上は判然としなかった。特に取得価額が高額な備品については、他所への移管可能性の検討結果も記録に残すべきである。

2. 報償費について

報償費のうち「佐賀県職員の職務発明等に関する規定」に基づいて支払われている実施補償費がある。所得税の源泉徴収がなされていなかった。

3. 建物の磁気カードの管理について

センターは、安全を考慮して、外から施・開錠できる出入り口は通用口の1ヶ所のみとなっている。

この出入り口に設置してある鍵の保管庫を開けるための磁気カードは職員全員が持っているが、このカードが全部で何枚あり、誰がどの磁気カードを持っているかなどに関する管理が不十分である。

センター内には重要なデータや高額な機器、預かっている陶磁器などがあるので、全部でどれだけのカードがあるか、ナンバリングをして何番の磁気カードは誰が持っているかなどを確実に把握できる管理を実施すべきである。

4. 研究データの管理について

センターのパソコン等情報が保管されている機器については、個人情報保護法施行後盗難等から守るため持ち出しができないようになっている。

しかし民間からの依頼試験に関するデータやセンターの研究業務にかかる未発表の研究成果に関するデータなどの管理方法に関して、具体的な規定やマニュアルが存在しない。

現状は、各人ごとにパソコンのハードディスクや各種メディアに保管している状況であり、パスワードの設定やバックアップの方法なども各人任せである。また、どうしても時間が無い場合は、データを自宅へ持ち帰って作業する場合もあるとのことであった。自宅へ持ち帰って作業するデータは生データであり、同様の研究を行っている精通者でないとデータの意味を理解することができないので、情報管理について今まで重視していなかったとのことであった。

佐賀県のセキュリティーポリシーを踏まえてデータの管理やセキュリティーに関するマニュアル等を作成し、必要なレベルの管理を実施すべきである。

5. 特許権の管理規定について

特許の出願については、佐賀県職員の職務発明に関する規定に基づいて行われる。具体的には、試験研究の成果のうち、佐賀県職員等職務発明審査会により職務発明の認定を受けた場合は、特許権の出願手続きが行われる。

しかし、佐賀県には、特許権の管理に関する規定がない。特許の出願後に審査請求を受けるかどうか、権利の更新をするかどうか、また今後

の利用が見込めない権利の売却や消滅などの処分に関する基準や規定がないため、審査請求や権利の更新をやるかどうかなどの判断は、事実上試験研究の担当者が行っている。

上記のような判断は、県有財産である特許権を、今後どのように活用するのかなどという全庁的で戦略的な観点に基づいて、組織としての管理の中で行われるべきである。このような状況を踏まえ、佐賀県では、特許権を含んだ知的財産権につき、包括的な管理基準の整備を、平成17年度末までに策定することとしている。

新しい制度は、特許権に関する諸手続きだけではなく、県有の特許権が県内で広く実施許諾されることによって県内の様々な産業の振興に有効活用されることを積極的に可能にする、佐賀県全体の仕組みとして整備されることが望まれる。

6. 佐賀県が保有する特許の実施契約について

実施状況報告については実施契約書の第8条で定めてあり、半期ごとの生産販売数量と金額を報告しなければならないが、対象期間に生産や販売をしなかった場合に報告をしない事業者が散見された。県の担当者が個別に連絡して実績なしという報告書を収集している状況であるが、このような事業者は当該契約に基づく義務を履行していない。契約書第17条には、この契約に定める義務を履行しない場合は、契約解除の対象となると明記されているが、解約となった事例はない。

契約内容を認識し、契約どおりの義務は確実に履行するように、契約の相手方を指導する必要がある。

特許権実施許諾期間の更新については第19条に定めてあり、特許期間の更新を希望するときは、許諾期間終了の日の2ヶ月前までに文書によってその旨を県に通知しなければならないことになっているが、契約期間終了日直前の日付の更新依頼が散見された。中には更新依頼がないまま、翌年度の実施許諾更新の決裁がなされているケースもあった。

事前の通知が必要なのは、経済状況の変化による実施料率の変更など契約内容を見直さなければならない場合に備えたためであり、契約どおりの手続きを実施すべきである。

県は、契約書第8条に基づき、実施許諾先への帳簿書類その他の物件の調査を行うことが出来ることとなっている。平成17年度の調査状況は1社とのことであったが、工場の視察を行ったものの、生産販売数量の確認は実施できなかったとのことであった。

現在は調査担当者が専門家ではないため、具体的な生産販売数量の調